

第5章 計画の推進に向けて

1 目標の設定と評価

平成29(2017)年の介護保険法改正により、自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する評価を行うことで保険者機能の強化を図ることとされています。

本計画では、以下のとおり目標を設定し、毎年その達成状況についての評価を行います。

(1) 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

	令和5年度 (2023) 現状値	目標値			該当 施策
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
小地域ケア会議設置数(箇所)	36	39	42	44	1-(2)
医療・介護連携研修会開催回数(回)	5	4	4	4	1-(3)
生活支援サポーター登録人数(人)	45	50	50	50	3-(1)
こけないからだ講座設置数(箇所)	214	214	214	214	2-(2)
地域リハビリテーション活動支援事業【リハビリ専門職派遣】(件)	32	60	65	70	2-(2)
ふらっとカフェ設置数(箇所)	29	35	45	50	2-(2)
認知症カフェ設置数(箇所)	5	5	6	7	3-(5)
認知症サポーター養成講座受講人数(人)	800	1,000	1,000	1,000	3-(5)
認知症サポーターステップアップ講座受講人数(人)	30	30	30	30	3-(5)

(2) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

	令和5年度 (2023) 現状値	目標値			該当 施策
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
要介護認定に係る調査票点検実施率(%)	100	100	100	100	4-(3)
調査員・認定審査会研修実施回数(回)	6	6	6	6	4-(3)
ケアプラン点検実施件数(件)	173	190	190	190	4-(3)
住宅改修の着工前点検実施率(%)	100	100	100	100	4-(3)

2 計画の進行管理・評価・公表

計画の進行管理は、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会で実施し、設定した目標の達成状況についての評価及び各種課題の検討を行うものとします。

また、事業評価等の公表については、様々な媒体を活用します。